

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会  
(平成27年大市教委第2857号に関する部会)

日 時 : 平成27年12月25日(金)17:00~19:00

会 場 : 大阪市役所 地下1階第5共通会議室

出席者 : 委員

岡田部会長、宮島部会長代理、足利委員、亀岡委員、山野委員

(委員五十音順)

大阪市教育委員会

大継教育次長、加藤指導部長

高橋初等教育担当課長、井平初等教育担当課長代理

議 題 : (1)運営要綱の策定について

(2)調査手法等について

#### 議事録

##### 1 開会

【井平】定刻になりましたので、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の部会」の開催に向けて進めてまいります。

部会長に引き継ぐまでの進行を務めます教育委員会事務局指導部初等教育担当課長代理の井平でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

##### 2 第三者委員会の説明

【井平】この第三者委員会の部会は、児童がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案について、教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行うことを目的としています。

##### 3 本日の予定及び公開非公開の説明

【井平】本日は、第1回開催ですので、まず、委員の皆さんへ委嘱状をお渡しし、部会長等について報告をさせていただいた後、運営要綱・傍聴要領といった、部会の運営上、必要となるルールについて確認を行っていただく必要がございます。その後、具体的に、今回の事案の調査手法等につきまして、ご議論をいただきたいと考えております。

調査手法を検討するにあたりましては、事案の当事者の個人情報等を取り扱うこととなります。「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、本部会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。

そのため、本日の会議においても、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えております。

どの時点から非公開とするかは、委員のみなさまの判断となります。本日、傍聴にお越しの皆さまにおかれましては、途中でご退出いただくことになりますことを、あらかじめご了承ください。

#### 4 委員の紹介

【井平】委員の皆様のお名前をご紹介させていただきます。

・「足利 学 委員」。足利委員は、臨床心理士の資格を有し、現在、藍野大学の教授として活躍されています。

・「岡田 敏之 委員」。岡田委員は、現在、京都教育大学の教授として活躍されています。

・「亀岡 智美 委員」。亀岡委員は、現在、兵庫県こころのケアセンター副センター長として活躍されています。

・「宮島 繁成 委員」。宮島委員は、弁護士として、現在大阪弁護士会に所属し、活躍をされています。

・「山野 則子 委員」。山野委員は、現在、大阪府立大学の教授として、また、スクールソーシャルワーカーとして活躍されています。

#### 5 委嘱状交付

大継教育次長から委員 5 名へ

#### 6 教育次長あいさつ

【大継次長あいさつ】

教育次長の大継でございます。今回の事案の調査審議にかかる第三者委員会の部会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申しあげます。

本日は、お忙しいところお集まり頂きまして誠にありがとうございます。

現在、本市におきましては、これまでのいじめ問題への取組に加え、各校園において、いじめ防止基本方針を定め、いじめ問題に対し適切な対策に努めているところです。また、本年 8 月に「大阪市いじめ対策基本方針」を策定し、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先として、被害児童生徒、保護者の視点にたった実効性のある具体策を示し、いじめ行為は絶対に許さないという方針の下、いじめの早期発見、早期の適切な対応に取り組んでいるところでございます。

今回の事案につきましては、法令の趣旨に則り、条例により設置している第三者委員会において、今回の事案を調査審議いただくことを決定し、皆さんに委員就任を承諾いただいたところです。経験豊富な皆さんに委員に就任いただき、大変心強く思っております。重ねて厚くお礼を申しあげます。

当然のことではございますが、教育委員会は、本事案の調査審議にあたり、できる限りのサポートをさせていただきます。

委員の皆様方の専門的な見地からのご意見を賜りまして、今回調査審議いただきます事案の当事者の抱える様々な問題を早期に解決し、ひいては、本市の教育行政の質の向上に努めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

## 7 条例・規則の説明

【井平】委員会と部会の基本ルールにつきましては、大阪市の条例及び規則に定められておりますので、条例・規則の説明をさせていただきます。お手元に配付しております「資料2」及び「資料3」をご覧ください。

この委員会は「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置されています。「資料2」の3ページ下段に記載しておりますが、この委員会は、市長と教育委員会の共同設置の附属機関であり、名称は「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」、担任事務は「児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務」とされています。

次に、規則につきましてご説明いたします。「資料3」をご覧ください。

第1条では、この規則において、委員会の組織及び運営並びに調査審議に関し必要な事項を定めることを規定しています。

第2条では、委員の定数等について規定しています。この委員会は、常設の委員会として設置されているため、一時期に複数の事案を調査審議することも想定されるところですが、個別事案の調査審議にあたっては、事案ごとに、その当事者と協議しながら最適な委員を選任することが必要であると考えることから、委員の定数を15名以内としています。

現在、市長のもと6名の委員が委嘱され、別事案の調査審議を実施しており、今回の事案は2件目の事案となります。

第3条では、委員の任期を2年とし、委員は再任されることができる等を規定しています。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、委員につきましては、個別の事案ごとに、選任する必要があると考えておりますので、担当事案の調査審議が終了した場合には、その時点で解職の手続きをとらせていただきます。

第4条では、委員長は委員の互選により決定することや、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することを規定しています。「資料1」の委員名簿のとおり、現在の委員長は「折出健二委員長」、委員長代理は「野口善國委員長代理」であります。

第5条では、必要な場合には、委員会に専門委員を置くことができることを規定しています。

第6条において、委員会に部会を置くことができること等を規定しています。部会は委員

長が必要と認める場合に設置することができ、同条2項で、その構成委員は委員長が指名する。また、3項において部会長は部会の構成委員のうちから委員長が指名するとしています。5項では、部会長が何かの理由で不在となった場合を想定し、あらかじめ部会長が部会長代理を指名する内容を規定しています。

折出委員長からそれぞれの事案の調査審議にあたり、部会を設置する必要があるとして、部会の設置と部会長の指名等がなされており、後ほど報告させていただきます。

第7条では、調査の公正性を確保するため、委員が利害関係者となった場合には除斥されることを規定しています。

第8条では、会議は委員長が招集し、委員の半数以上の出席が必要であること、出席委員の過半数で議事を決すること等を規定しています。

第9条では、必要な場合には、関係者に出席を求め、意見又は説明を聞くことができるることを規定しています。

第10条では、第8条及び第9条の規定を部会の議事について準用すること、及び部会の議事が決議された場合は、その決議をもって委員会の決議とすることを規定しています。今回はこの規定を準用いたします。

第11条では、委員会は、調査審議を終えた場合には、市長又は教育委員会に対して、是正や再発防止のために必要な措置等に関する意見具申を行うこと、及びその意見の公表について規定しています。

最後に、第12条では、委員会の庶務は市長と教育委員会が協議して定めた機関において処理することを、第13条では、規則の施行について必要な事項は委員長が定めることを規定しています。なお、今回の事案に関しては、教育委員会が庶務を担当いたします。

条例・規則の説明は以上でございます。何かご質問等はございますでしょうか。

## 8 部会長等の報告

【井平】部会長等の報告をさせていただきます。折出委員長からの指名内容等についてご報告いたします。

「資料1」をご覧ください。

今回、新たな事案の調査審議を行うにあたり、それぞれの事案の調査審議にあたっては、事案ごとに、その当事者と協議しながら最適な委員を選任しており、また、同時に委員が2つの事案の調査審議を行うことは困難であることから、第三者委員会規則第6条の規定により、「資料1」の名簿のとおり、部会を設置し、それぞれの事案について、それぞれの部会で調査審議することとされています。

委員の構成は、「資料1」委員名簿のとおりで、本日委嘱いたしました5名の皆さんで部会を構成し、本件事案について調査審議いただくことになります。

本部会の部会長につきましては、岡田 敏之委員を指名されております。

以上、ご報告といたします。何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、岡田委員に部会長をお願いすることいたします。恐れ入りますが、部会長から一言お願いいたします。

【岡田部会長あいさつ】

みなさんこんにちは。

今、部会長に指名されました岡田と申します。どうかよろしくお願ひ致します。

私は今までいじめにあった子どもたちといろいろ接してくる機会がありました。その中で、私がいじめに関して思っていることは、いじめというのは、あってはならない人権問題であると私は考えております。したがって決して起こさないために一番大事なことは未然防止なんですけれども、それができなくて実際、今回のように残念ながら起ってしまった場合は、いじめにあった子どもの気持ちによりそって、いかにその子どものいじめに対する苦痛を和らげていくか、早く和らげていくためにはどうすればいいか、そのためには学校の先生とか、関係機関も含めて保護者も一緒にどうすればよいかということを一緒に考えていく、あるいはいじめの加害者を責めるだけではなくって、加害者の背景にも迫った指導をする中で、いじめを解決していく、ふたたび、できるだけその子がもう一度その学校に復学できるということを目指してやっていかなければならぬと思っています。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、この委員会に与えられたミッションを5名の委員でなんとか果たしていきたいと思っています。私は、その進行役ということに指名されましたけれども、私以外の4の方々もそれぞれの分野での専門家です。お力添えをいただいて、今対象にあがっている子どもが一日でも早く学校復帰ができるよう、いろんな示唆をいただければと思いますので、実際これからいろんな調査もいかなければなることになるかと思いますけれども、みなさんのご協力の中でこのミッションを果たしていきたいと思いますので、委員の方々、事務局の方々どうかよろしくお願ひ致します。

9 諮問書手交

大継教育次長から岡田部会長へ

【井平】規則第6条第4項の定めにより、部会長が会務を総理することとなっておりますので、これから司会進行は、岡田部会長にお願いいたします。

10 部会長代理の指名

【部会長】まず、部会長代理を決めたいと思います。部会長代理につきましては、規則第6条第5項の定めにより、部会長が指名することとされております。

私いたしましては、本部会の調査内容からして弁護士の宮島委員に部会長代理お願いしたいと考えますが、皆さまどうでしょうか。

異議なしということなので、宮島委員よろしくお願ひします。

## 11 運営要綱の策定等

【部会長】改めまして、第1回の部会としてスタートしてまいります。

まず、部会の運営要綱を策定する必要がありますが、既に設置されている部会の運営要綱を参考に、事務局において案を作成しておられるようですので説明をお願いします。

【井平】運営要綱の案について簡単に説明いたします。「資料4」をご覧ください。部会長からもありましたように、既に設置されている部会の要綱を参考に、基本的に同様の内容で作成しております。

まず、第1条において、先ほど説明しました通り、規則の規定に基づき、調査審議を、部会を設置して行うとしています。部会の名前は、既に設置されている部会の例により、平成27年 大市教委 第2857号に関する部会とします。

第2条で教育委員会からの諮問に応じ調査審議することとし、その内容は、

- (1) 調査事案の要望に係る事実関係の調査
- (2) 調査事案に係る学校及び教育委員会の対応の適否
- (3) 前2号の調査審議の結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置といたします。

第3条では、会議の招集は部会長が、開催日の1週間前までに委員に通知するとしています。

第4条では、会議は原則公開とし、非公開とする場合を個人情報を扱う場合と審議等の目的が達成できないと認める場合とするなど、会議の公開について規定をしています。

第5条では、議事の進行は部会長が行うとしています。

第6条で関係者の出席、第7条、調査の実施、第8条、議事録の作成について規定しています。

第9条において、部会は、調査審議を終えた場合、その結果を第三者委員会報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしています。

第10条委員の報告義務、第11条守秘義務を規定しています。

【部会長】この要綱の案について、質問等お願いします。

【部会長】特に異議等がないようですので、事務局から示されております運営要綱（案）につきまして（案）をとって、当部会の運営要綱といたします。

【部会長】次に、傍聴要領は委員会において既に策定されているものですが、事務局から簡単に説明をお願いします。

【井平】「資料5」をご覧ください。

第1条に 傍聴の手続、第2条に傍聴者の遵守事項、第3条に会議の秩序維持について規定しています。傍聴を希望するものは、先着順に受付で手続きを行い事務局の指示により入場することができます。はちまきやたすきの着用、飲食、撮影、録音、発言等を禁止し、

委員長及び事務局の指示に従わない場合は退室を命じる場合があるとしています。

【部会長】質問等ございますか。よろしいですか。

## 12 調査の手法等

【部会長】それでは審議にはいります。

今後の調査の手法や、進め方等について決めていきたいと考えます。

調査の方法等を決定するには、本件の具体的な事案の概要をお伺いする必要があると考えますが、どうでしょうか。

【部会長】他にご意見ご異論がないようであれば、事務局から事案の概要について説明をお願いしたいと考えますが、事案の説明に当たっては、個人情報や、公開に望ましくない内容、今後調査に影響を及ぼす可能性もあることから、非公開とする必要があると考えます。

これ以降は、非公開としたいと考えますが、ご意見をいただけますでしょうか。

委員：異議なし

異議がないということですので、これより非公開といたします。